

板橋区立高島第三中学校 PTA 規約

第一章 総則

- 第1条 この会は板橋区立高島第三中学校PTAといい、事務所を東京都板橋区高島平四丁目二番一号の同校内に置く。
- 第2条 この会は本校生徒の保護者と本校の教職員で構成されるものとする。

第二章 目的

- 第3条 この会は保護者と教職員が協力して、家庭、学校、地域における生徒の健全な育成をはかることを目的とする。

第三章 役員・会計監査・委員会

- 第4条 この会に次の役員を置く。

1. 会長 1名（保護者）
2. 副会長 3名（保護者2名、教職員1名）
3. 書記 3名（保護者2名、教職員1名）
4. 会計 3名（保護者2名、教職員1名）
5. 顧問 1名（旧会長）

- 第5条 この会に会計監査2名（保護者）を置く。

- 第6条 役員および会計監査は、前年度に、選考委員会が候補者を選び、総会の承認を得て決定する。選考委員会は、役員候補者および会計監査候補者の選出について、次年度生徒の保護者も含めて選出することができる。

- 第7条 選考委員会の構成は次のとおりとする。

保護者会員より6名の立候補（応募多数の場合は抽選）。教職員より3名と副校長とする。

- 第8条 会長は1年、他の役員および会計監査の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 第9条 役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長 この会を代表し、会務を処理し、会を招集する。
2. 副会長 会長を補佐し、必要に応じその任務を代行する。
3. 書記 会務に関する事務を処理する。
4. 会計 会計に関する事務を処理する。

- 第10条 会計監査は会計を監査し、その結果を総会において報告する。

- 第11条 教職員の役員は学校で決める。

第四章 会議

- 第12条 この会を運営するために次の会を置く。

1. 総会

- ①全会員をもって構成し、定期総会を年度末に開き、必要に応じて臨時総会を開く。
- ②総会の定足数は、会員の二分の一以上（委任状を含む）とし、議事は出席者の過半数をもって決める。
- ③臨時総会は必要に応じて会長が召集し、また、会員の五分の一以上の要請があった場合に開くものとする。

- ### 2. 役員会
- 会長が必要に応じて開く。

第13条 会議の任務は次のとおりとする。

1. 総 会

決算報告、および予算の審裁と承認、行事の報告と承認、役員および会計監査の承認、規約の変更、その他必要事項の処理をする。

2. 役員会

この会の企画、運営に当たる。

第14条 校長はすべての会議に出席し、協議に参加することができる。

第五章 会 計

第15条 この会の経費は、会費と、その他の収入をもってこれにあてる。

第16条 会費は会員一世帯あたり年額2,000円とする。

第17条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第六章 附 則

第18条 規約の改正は総会の議決を必要とする。

第19条 この規約を実施するにあたり、必要に応じて、細則を定めることができる。

- | | | |
|--------|--------------------|-------|
| 1. 慶弔費 | ①生徒・教職員死亡の場合 | 一律三万円 |
| | ②生徒の保護者、兄弟死亡の場合 | 一律一万円 |
| | ③教職員の配偶者・子・父母死亡の場合 | 一律一万円 |
| | ④教職員の慶事 | 一律一万円 |
| | ⑤中学校PTA連合会関係の弔事 | 一律五千元 |

第七章 個人情報の取り扱い

第20条 個人情報の取り扱い方針は次のとおりとする。

1. この会は、個人情報の保護に関する法令等を遵守するとともに、この会において取得・保有する個人情報については個人情報保護法に則って運用管理を行い、かつ、その活動において個人情報の保護に努めるものとする。
2. この会が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めるとともに、この会において取得・保有する個人情報についてはその利用目的を明示して取得・保有し、その取扱方法については、適宜の方法で会員に周知する。
3. この会が取得・保有している個人情報について、当該個人から開示請求があった場合にはこの会において誠実に対応するとともに、その訂正・削除の要請があった場合もこの会において適切に対応するものとする。

第21条 個人情報の取り扱い方法は次のとおりとする。

この会の活動を推進するために必要とされる、個人情報の取得や利用・管理については個人情報取扱方法を学校に準じ、適正に運用するものとする。

2023年3月4日改定